

建設工事等の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する建設工事及び設計等コンサルタント（建設工事に係る実施設計業務委託、工事監理業務委託及び設計意図伝達業務委託をいう。）（以下これらを「建設工事等」という。）の公表に関し必要な事項を定める。

(公表の内容)

第2条 建設工事等について公表する内容は、別に定めるものの他、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該建設工事等に係る指名業者名並びに建設工事等の名称及び工事箇所
- (2) 当該建設工事等に係る入札結果及び経過
- (3) 当該建設工事等に係る予定価格（発注時）
- (4) 指名停止措置した相手方の名称・指名停止期間・理由
- (5) 最低制限価格を設けた場合における当該建設工事等に係る最低制限価格（落札者決定後）
- (6) 低入札価格調査制度を設けた場合における当該建設工事に係る調査基準価格及び失格判断基準価格（落札者決定後）

(公表の方法等)

第3条 公表の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 公表の方法・時期・閲覧場所及び閲覧期間等は、船橋市入札・契約事務運用マニュアルに基づき公表するものとする。
- (2) 閲覧簿は、閲覧場所外部へ持出させてはならない。
- (3) 郵便で行った入札の結果については、直ちに落札業者名と落札金額を船橋市のホームページで公表する。
- (4) 電子入札の結果については、直ちに落札業者名と落札金額をちば電子調達システムで公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 入札結果等の公表に関する事務取扱基準（昭和57年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。